



被災者生活再建のための法的制度

弁護士 鈴木 大輔

このたびの東日本大震災によって亡くなられた皆様に心からご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

今回の震災では、多くの方が地震と津波によって住む家を失いました。以下、被災者の生活再建のための制度をいくつかご紹介したいと思います。

◆——地震保険

加入している火災保険に地震保険が付いていることを忘れていることもありますので、忘れずに請求する必要があります。保険証券等をなくしてしまった場合や、加入している保険の中身が分からない場合などにも（そもそもこの保険会社と契約したかが分からない場合も）、保険会社は比較的柔軟に対応しますので、当該保険会社や日本損害保険協会に問い合わせをしてみましょう。

◆——生活再建のための公的支援制度

公的な被災者支援制度には、災害救助法（避難所や仮設住宅の設置、生活必需品や食事の供与等）、災害弔慰金の支給等に関する法律（生計維持者死亡の場合の遺族への支給金等）などの様々な制度があります。そうした公的制度の中で、被災者生活再建支援法という制度が、主に住居を失った被災者に対する経済的支援を目的としています。

自然災害で住宅が全壊・半壊した場合や、災害による危険のため居住不能状態が長期間継続するような場合等に、一定の支援金が支給されます（①基礎支援金として50～100万円、②加算支援金として、新たに住居を建てる場合・賃借する場合・既存住居を補修する場合等の区別により50～200万円）。なお、この支援金の支給は、災害から一定の期間内（基礎支援金は13か月、加算支援金は37か月）に申請する必要があります。

また、市町村の窓口に申請することになりますが、その際「り災証明書」という書面が必要となります。「り災証明書」は、この被災者生活再建支援金だけでなく、他の様々な被災者支援制度による支援を受ける際にも必要となるので、被災者は速やかに発行を受けておく必要があります。

◆——二重ローン問題について

近時マスコミでよくとりあげられているのが、この二重ローンの問題です。震災で家を失った人の多くは、自宅の建築や購入の際にローンを組んでいます。しかし、家がなくなっても、借金だけはそのまま残りますから、法律上は、破産手続でもしない限りローンの支払いを続けなければならないわけです。つまり、失った家のローン支払いを続けたまま、新しい家の購入・建築のために重ねてローンを組む羽目になるわけです。この場合、前述の支援金だけでは、全く焼け石に水でしょう。被災者にとっては、今後生活の再建をしていかなければならないのに、非常に厳しい現実に直面することになるわけです。

この問題の解決はなかなか困難ですが、近時、弁護士会が提言を行ったり、政府内でも新しい支援制度の検討がなされており（銀行がローン債権を免除する代わりに、銀行に対して税制上の優遇措置を与えるといった制度）、一刻も早く新しい制度が実際に動き始めることが望まれます。

余談になりますが、筆者が大学生の時に阪神淡路大震災が起き、一時、神戸市長田区の避難所で働いていたことがあります。区役所の職員さん（ご自身も被災者です）が避難所で一所懸命に被災者に応対する様子や、被災者の方が、努めて明るく振る舞おうとしながら、他方でどうやって今後生活を取り戻したらいいかと不安を漏らしていたことなど、今でも忘れることができません。

この原稿を書いている時点では、二重ローン問題の対応策の詳細はまだ不透明ですが、誌面に掲載された頃には、政府から具体的かつ有効な救済制度が既に発表されていることを祈ってやみません。

執筆者プロフィール

鈴木 大輔（すずき だいすけ）

弁護士（第二東京弁護士会）中央大学法学部卒業。

趣味は、スキー、登山、オートバイ。

所属 東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>